

滋賀県が発注する土木設計業務における資格要件 別表

(琵琶湖環境部、土木交通部関係)

業務の区分 (程度)	業務内容の例示	発注基準	管理技術者	照査技術者
業務A (高難度)	概略・予備設計（道路概略・予備設計を除く） 道路概略・予備設計（高度） 重要構造物 シールド・トンネル・ダム 橋梁上部工（高難度） 解析業務 橋梁修繕設計（高度） 等	右欄の技術者が配置可能なこと	技術士	技術士
			部門指定	部門指定
業務B (高度)	道路詳細設計（高度） 橋梁上下部工（高度） 推進工法（高度） 道路概略・予備設計（普通） 土質・地質・水質の解析（普通） 橋梁修繕設計（普通） 等	右欄の技術者が配置可能なこと	技術士	技術士、技術管理者、RCCMのうち1名
			部門指定	部門指定
業務C (普通)	道路詳細設計（普通） 築堤・護岸設計 橋梁上下部工（普通） 推進工法（普通） 一般構造物設計 標準設計仕様（全工種） 台帳作成 等	右欄の技術者が配置可能なこと	技術士、技術管理者、RCCMのうち1名	技術士、技術管理者、RCCMのうち1名
			部門指定	部門指定

注) 1 : 管理技術者または照査技術者の部門指定は、国土交通省の建設コンサルタント登録規程の各登録部門に限るものとする。

注) 2 : 管理技術者の重複業務数は500万円以上の県発注実質（一時中止等を除く）業務3件までとする。

注) 3 : 都市計画および地方計画部門では、上記技術者のほか建築士法による一級建築士の免許を受けている者で、その登録部門に係わる業務に関し、一級建築士の免許を受けた後5年以上の実務経験を有する者とする。

注) 4 : 建設環境部門では、上記技術者のほか衛生工学部門で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士（濃度関係）の登録をした者または応用理学部門（選択科目：物理および化学）で登録した技術士で、かつ計量法により環境計量士（騒音・振動関係）登録した者とする。

## 滋賀県が発注する土木設計業務における資格要件 別表

(農政水産部関係)

業務の区分(程度)	業務内容の例示	発注基準	管理技術者	照査技術者
業務A (高難度)	事業計画とりまとめ(高難度) ダム・干拓堤防 構想・基本設計(高難度) トンネル設計 橋梁工(高難度) その他実施設計(高難度) 解析業務(高難度) 農村環境計画 等	右欄の技術者が 配置可能なこと	技術士	技術士
			部門指定	部門指定
業務B (高 度)	事業計画とりまとめ 構想・基本設計 橋梁工(高度) その他実施設計(高度) 解析業務(高度) 推進工法(高度) 等	右欄の技術者が 配置可能なこと	技術士	技術士、技術管理者、 RCCM、農業土木技術 管理士のうち1名
			部門指定	部門指定
業務C (普 通)	橋梁工(普通) 道路構造物設計 河川水路用ゲート設計 推進工法(普通) 一般構造物設計 その他実施設計(普通) 台帳、積算参考資料作成 等	右欄の技術者が 配置可能なこと	技術士、技術管理者、 RCCM、農業土木技術 管理士のうち1名	技術士、技術管理者、 RCCM、農業土木技術 管理士のうち1名
			部門指定	部門指定

注) 1 : 管理技術者または照査技術者の部門指定は、国土交通省の建設コンサルタント登録規程の各登録部門に限るものとする。

注) 2 : 管理技術者の重複業務数は500万円以上の県発注実質(一時中止等を除く)業務3件までとする。

## 滋賀県が発注する土木設計業務における資格要件 別表

(企業庁関係)

業務の区分(程度)	業務内容の例示	発注基準	管理技術者	照査技術者
業務A (高難度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構想</li> <li>・ 基本設計 (高度)</li> <li>・ 解析業務</li> <li>・ 浄水場、ポンプ場設計</li> <li>・ 配水池設計(高度)</li> <li>・ 設備設計 (高度)</li> <li>・ 送水管設計(高難度)</li> </ul> 等	右欄の技術者が配置可能なこと	技術士	技術士
			部門指定	部門指定
業務B (高度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本設計(普通)</li> <li>・ 配水池設計(普通)</li> <li>・ 設備設計(普通)</li> <li>・ 送水管設計(高度)</li> <li>・ その他実施設計(高度)</li> </ul> 等	右欄の技術者が配置可能なこと	技術士	技術士、技術管理者、RCCMのうち1名
			部門指定	部門指定
業務C (普通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送水管設計(普通)</li> <li>・ その他実施設計(普通)</li> </ul> 等	右欄の技術者が配置可能なこと	技術士、技術管理者、RCCMのうち1名	技術士、技術管理者、RCCMのうち1名
			部門指定	部門指定

注1) : 管理技術者または照査技術者の部門指定は、国土交通省の建設コンサルタント登録規程の上水道及び工業用水道部門とする。

注) 2 : 管理技術者の重複業務数は500万円以上の県発注実質(一時中止等を除く)業務3件までとする。